

監査委員公告

平成22年2月8日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年7月15日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 丸 山 裕 次 郎
宮崎県監査委員 井 上 紀 代 子

1 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団（補助団体）

【監査の結果】

障がい者自立支援基盤整備事業補助金により取得した建物について、固定資産の計上額に誤りがあった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

宮崎県社会福祉事業団に対して指導を行い、固定資産の計上額を是正させた。
今後は、会計処理を適正に行うよう指導した。

2 社団法人宮崎県私立中学高等学校退職金基金社団（補助団体）

【監査の結果】

- ① 宮崎県私立学校退職金基金社団補助金について、交付条件に沿った資金管理が行われていなかった。善処を要する。（注意事項）
- ② 宮崎県私立学校退職金基金社団補助金について、積立金の会計処理を誤っていた。また、財務諸表に注記すべき事項が記載されていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 指摘を受け、私立中学高等学校退職金基金社団を指導するとともに、協議・検討を行った。
その結果、本指摘事項の改善に当たっては、補助金に基づく積立残高は会員の負担金等と区別して管理する必要があるものの、本社団が県内の私立中学及び高等学校に勤務する教職員の退職手当資金の給付に関する事業のみを行っていることや、単独口座での補助金管理は資金の有効運用などに不都合が生じることを踏まえ、県の補助金交付要綱を平成22年4月に改正し、補助金に基づく積立残高を会員の負担金等と区別した資金管理を行わせることとした上で、単独口座による補助金管理についての見直しを行った。
- ② 指摘を受け、私立中学高等学校退職金基金社団を指導した。その後、平成21年度決算書の作成を受けて、財務諸表に注記すべき事項の記載等がなされていることを確認した。
また、その他改善に時間を要する事項については、今後の対応や予定についての確認を行った。

3 社団法人宮崎県私立幼稚園退職金基金社団（補助団体）

【監査の結果】

- ① 宮崎県私立学校退職金基金社団補助金について、交付条件に沿った資金管理が行われていなかった。善処を要する。（注意事項）
- ② 宮崎県私立学校退職金基金社団補助金について、積立金の会計処理を誤っていた。また、財務諸表に注記すべき事項が記載されていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 指摘を受け、私立幼稚園退職金基金社団を指導するとともに、協議・検討を行った。
その結果、本指摘事項の改善に当たっては、補助金に基づく積立残高は会員の負担金等と区別して管理する必要があるものの、本社団が県内の私立幼稚園及び私立専修学校、各種学校に勤務する教職員の退職手当資金の給付に関する事業のみを行っていることや、単独口座での補助金管理は資金の有効運用などに不都合が生じることを踏まえ、県の補助金交付要綱を平成22年4月に改正し、補助金に基づく積立残高を会員の負担金等と区別した資金管理を行わせることとした上で、単独口座による補助金管理についての見直しを行った。
- ② 指摘を受け、私立幼稚園退職金基金社団を指導した。その後、平成21年度決算書の作成を受けて、財務諸表に注記すべき事項の記載等がなされていることを確認した。
また、その他改善に時間を要する事項については、今後の対応や予定についての確認を行った。

4 国際リゾートみやざき大型観光キャンペーン推進協議会（補助団体）

【監査の結果】

- ① 「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業費補助金について、製作委託により取得したPR用ディスプレイバックボード及びバナー等を固定資産として管理していなかった。善処を要する。（注意事項）
- ② 「日本のふるさと宮崎」誘客活性化事業費補助金について、委託業務完了に伴う収支精算書が提出されていなかった。また、委託料の額の確定及び通知が行われていなかった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 今回の指摘を受けて、固定資産台帳を作成し、PR用ディスプレイバックボード及びバナーについて、台帳に計上するよう指導した。
これらについては、平成22年度において、財団法人みやざき観光コンベンション協会に引き継ぐ予定であるので、引き継ぎの際は、固定資産として、適正に管理できるよう十分に留意するよう指導した。
- ② 今回の指摘を受けて、委託業務第9条に定める収支精算書を提出させ、併せて委託料の額の確定及び通知を行った。
。 今後は、委託契約に定める手続きを遵守し、適正な事務執行に努めるよう指導した。

5 社団法人宮崎県物産貿易振興センター（補助団体）

【監査の結果】

宮崎県物産振興センター運営補助金について、通勤手当の認定誤りにより、過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

平成21年度から、県の通勤手当に関する規則に準じて、通勤手当の認定業務を行うように指導を行った。
また、過払い分については、過去5年間に遡り、県に返還させることとした。

6 高鍋商工会議所（補助団体）

【監査の結果】

小規模事業経営支援事業費補助金について、補助対象経費の支出手続に必要な経理規程が定められていない。善処を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

経理規程等の整備を確認した。また、当該経理規程等を遵守し、適切に事務処理を行うよう指導した。
今後は、指導監査等で該当経理規程等の遵守及び事務処理の状況を確認する。

7 宮崎県土地改良事業団体連合会（補助団体）

【監査の結果】

県単独土地改良事業補助金で取得した水位観測機器について、固定資産台帳に登載されていないなど、管理が適当でなかった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

県単独土地改良事業補助金で取得した水位観測機器について、固定資産台帳に登載するよう指導した。
また、当該機器は、杉安堰土地改良区（西都市）に使用させているため、補助金等の交付に関する規則第21条により貸し付けの承認申請及び備品使用貸借契約の締結を行い、財産の適切な管理が行われるよう指導した。

8 財団法人宮崎県青果物価格安定資金協会（補助団体）

【監査の結果】

野菜価格安定対策事業について、価格差補給交付準備金に係る剰余金の取扱いに関する規定が整備されていない。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

財団法人宮崎県青果物価格安定資金協会寄附行為第10条で定めている「特別資金」に、価格差補給交付準備金に係る剰余金の取扱いについて追記し、別途「特別資金管理規程」を定めるよう改善を促した。

9 財団法人宮崎県体育協会（補助団体）

【監査の結果】

みやざきジュニアアスリート育成事業補助金について、事業計画に参加予定人数など具体的な数値目標が示されておらず、計画と実績との比較検討が十分に行われていない。事業効果の検証を十分に行うため、計画段階での明確な目標設定が望まれる。（要望事項）

【講じた措置】

本件は、実施団体が当協会に提出する当該事業実施計画書に参加予定人数の項目がなく、事業実施報告書との比較において、目標達成の検証ができていなかったものである。
指摘のあった事項については、計画書の様式に参加予定人数等具体的な達成目標が記入できるように変更し、実施団体に対し補助金交付要綱等の説明を行うよう指導した。
あわせて、事業目的の徹底と効果的な事業の推進に努めるとともに、補助金全般において適正な事務処理を徹底するよう指導した。

10 宮崎県高等学校体育連盟（補助団体）

【監査の結果】

「チームみやざき」アスリートパワーアップ事業委託料について、対象外経費に助成していた。善処を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

本件は、強化推進校支援費として、当連盟が助成を行った推進校において、一部の経費に対象外の食糧費や備品購入費が計上されていたものである。
指摘のあった事項については補助金の返還を行うとともに、本事業の目的に沿った取組と取扱要領等に基づく適正な事務処理の徹底を、推進校に対して行うよう指導した。
あわせて、補助金・委託料全般における進捗状況の把握に努め、適正に事業を推進していくよう指導した。

11 財団法人宮崎県産業支援財団（出資団体）

【監査の結果】

決算財務諸表について、財務諸表に対する注記や会計処理に誤りが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

財務諸表に対する注記及び会計処理の誤りについて、当財団が、会計指導業務を委託している監査法人に協議を行い、適正な処理方法について指導を受けたことを確認した。

12 社団法人宮崎県農業振興公社（出資団体）

【監査の結果】

- ① 畜産担い手育成総合整備事業草地造成工事について、工事請負契約書に基づく契約の保証が付されていなかった。留意を要する。（指摘事項）
- ② 旅費について、支給額の誤りにより、過払いとなってい

るものがあつた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 宮崎県農業振興公社の会計規程の改正を行うとともに、事務手続きが適正に行われるよう内部でのチェック体制の強化を指示した。
- ② 旅費については、過払い分を返納させるとともに、社団法人宮崎県農業振興公社旅費規程等に基づき、適正に執行するよう指導を行った。

13 宮崎県道路公社（出資団体）

【監査の結果】

- ① 道路維持補修工事について、当初の工事設計の検討が不十分であつたことから変更設計を行っているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）
- ② 有料道路通行料金収受等委託業務について、業務委託先の料金収受員による通行料金の着服が発生していた。再発防止に向けた着実な取組みが望まれる。（要望事項）

【講じた措置】

- ① 工事の設計にあたっては、工事箇所の現地を調査・確認し、現場の条件や施工の条件を十分に検討した上で着手することを徹底するよう指導した。
- ② 有料道路の通行料金は、道路の建設・維持に要する経費として利用者の皆様から負担いただいております。県の公金にも等しいものである。
今後は、通行料金を預かることの重大さを再度認識し、かかる事件が二度と発生することのないよう、道路公社及び受託業者の双方における、料金収受員の研修、指導、検査の徹底など再発防止に向けた取組の強化を指導してまいります。

14 宮崎県住宅供給公社（出資団体）

【監査の結果】

- ① 概算払いした旅費について、旅行完了後の精算が行われていないことにより、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）
- ② 情報機器保守管理業務委託について、契約書に定められた毎月の作業内容の報告及び検収が適正に行われていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 概算払い旅費について、精算手続を行い過払い分の返納処理を行った。
今後は、規定に基づいた適正な処理を徹底するよう指導した。
- ② 今後は、契約書の定めのとおり、作業内容の報告及び検収について適正な処理を徹底するよう指導した。

15 財団法人宮崎県立芸術劇場（出資団体）

【監査の結果】

- ① 県から受託している芸術劇場の改修業務について、所定の手続を経ずに再委託を行っていた。留意を要する。（注意事項）
- ② 業務委託の契約事務において、担当者と検査員が同一の者となっているものが散見された。留意を要する。（注意事項）
- ③ ホール利用料金の徴収について、支払期限を誤って指定しているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 指摘を受け確認した結果、改修業務の再委託については、県と財団で協議を行い了解はしていたものの、財団から再委託に係る書面申請がなされていなかったものである。県では、今後このようなことがないように、契約書に基づき書面で申請するよう指導を行った。
- ② 監査指摘後、県立芸術劇場では契約担当者以外の者（担当係長または課長等）を検査員として下命するとともに、予算執行同時に出納員である総務課長が確認するよう様式を改め、点検体制を再構築し、職員に対する周知徹底を図ることとした。
県では上記のとおり様式等が改善されていることを確認した。
- ③ 宮崎県立芸術劇場管理規則によると、利用料金の支払期限は「利用の申請日より30日以内」としているが、申請後に内容確認等で事務処理が遅れた場合、「納付書を発送した日から30日以内」として取り扱っていたものである。
監査指摘後、申請から許可までの事務処理を迅速に行うとともに、振込依頼票に記載された支払期限等に誤りがないかを送付前に担当係長が確認するよう様式を改めた。また、職員に対して支払期限の遵守について周知徹底を図った。
県では、管理規則を遵守するよう指導を行うとともに、上記のとおり様式が改められていることを確認した。

16 財団法人宮崎県私学振興会（出資団体）

【監査の結果】

決算財務諸表について、貸借対照表の資産計上等に誤りがあった。また、財務諸表及び収支計算書に注記すべき事項が記載されていなかった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

指摘を受け、私学振興会を指導した。その後、平成21年度決算書の作成を受けて、財務諸表及び収支計算書に注記すべき事項の記載等がなされていることを確認した。
また、その他改善に時間を要する事項については、今後の対応や予定についての確認を行った。

17 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会（出資団体）

【監査の結果】

宮崎県高齢者等保健福祉推進事業補助金に係る市町村社会福祉協議会への委託業務について、契約書に定められた委託料の

額の確定及び通知が行われていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

宮崎県社会福祉協議会に対して指導を行い、委託料の額の確定及び通知を行わせた。

今後は、補助事業の適正な執行に努めるよう指導した。

18 財団法人宮崎県看護学術振興財団（出資団体）

【監査の結果】

決算財務諸表について、貸借対照表及び正味財産増減計算書の計上額に誤りがあった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

指摘を受けた貸借対照表及び正味財産増減計算書の計上額の誤りについては、その原因となった平成18年度分から見直しを行うよう指示し、20年度分まで是正を確認した。

また、平成21年度決算において、必要な経理処理を行うよう指示し、決算後、法人の監事による監査を経て、決算理事会で必要な意思決定を行い、その内容を報告するよう指導した。

19 財団法人宮崎県健康づくり協会（出資団体）

【監査の結果】

決算財務諸表について、貸借対照表の資産計上等に誤りがあった。また、財務諸表及び収支計算書に注記すべき事項が記載されていなかった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

貸借対照表の資産計上等の誤りについて、改善内容を確認するとともに、財務諸表及び収支計算書に注記すべき事項について、平成21年度決算において記載する事項を確認し、公益法人会計基準に基づく適正な決算を行うよう指導した。

20 財団法人みやざき観光コンベンション協会（出資団体）

【監査の結果】

決算財務諸表について、指定正味財産とすべき基本財産を一般正味財産として計上していた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

当協会が公益法人制度改革の対応に向けて、平成20年4月1日定め公益法人会計基準の導入及び公益認定の申請に取り組むことになるため、適正な会計処理の導入に努めるよう指導した。

21 財団法人宮崎県環境整備公社（出資団体）

【監査の結果】

① 決算財務諸表について、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書並びに収支計算書の計上額に誤りがあった。善処を要する。（指摘事項）

② 嘱託職員の期末手当について、算定を誤っているものが

あった。留意を要する。（注意事項）

③ エコクリーンプラザみやざき運転管理業務委託について、委託先から提出された見積内容の検証が不十分と思われる。
委託費の決定に当たっては、見積内容の十分な検証が望まれる。（要望事項）

【講じた措置】

① 今年度決算において、計上額の誤りを修正するとともに、監事による監査とは別に公認会計士等による監査を実施し、今後、決算財務諸表に誤りが発生することのないよう指導した。

② 諸手当の算定に当たり、誤りのないよう複数で確認するよう指導した。

③ 来年度から運転管理業務委託の見積内容について、廃棄物専門のコンサルタントを活用し、委託費の見積内容の検証を十分行うよう指導した。

22 財団法人宮崎県内水面振興センター（出資団体）

【監査の結果】

県から受託している内水面秩序強化対策事業（密漁者等取締対策）について、所定の手続を経ずに再委託を行っていた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

平成21年の委託契約に当たって、同センターに対し、業務を第三者に再委託する場合は、業務委託契約書の規定に基づき、あらかじめ県の書面による承認を得るよう指導するとともに、同センターからの申請を承認し、再委託を行わせた。

23 社団法人宮崎県緑化推進機構〔宮崎県川南遊学の森〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

【監査の結果】

会計処理規程等について、事業執行に必要な規定の整備が不十分である。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

監査指摘後、宮崎県緑化推進機構では、会計処理規程等についての見直しを行うことにした。県では、所管特例民法法人に対する立入検査において、宮崎県緑化推進機構の会計処理規程等の見直し作業が、適正に行われていることを確認した。
今後も引き続き、事業執行に必要な規定の十分な整備について、指導・監督に努める。

24 「道の駅」なんごう管理運営協議会〔宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場（エントランスガーデン及びトロピカルガーデンに限る。）〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

【監査の結果】

公の施設の管理運営について、職員の給料手当、経理手続及び旅費等に関する規程が定められていない。また、協議会規約に事務局組織等に関する規定が整備されていない。善処を要す

る。(指摘事項)

【講じた措置】

協議会に対し、①職員の給与手当、経理手続及び旅費等に関する規程、②協議会規約に関する規程について、直ちに整備を行うよう指導したところ、改善が図られた。